

佐倉市緊急通報装置貸与規則の改正の概要

1 背景

本市では、平成7年9月1日に本規則を施行し、疾病等により不安があるひとり暮らしの高齢者及び重度身体障害者等の自宅に緊急通報装置を設置し、急病等の緊急時に、協力員による現地確認や、受信センターによる救急要請を行うほか、定期的な安否確認を行うサービスを実施しております。

(1) 事業対象の見直しについて

本市の高齢化率は32%を超え、今後、75歳以上の後期高齢者の更なる増加が見込まれております。また、新型コロナウイルスの感染拡大により、人との交流が減り外出自粛生活が続いたことで、高齢者等の心身機能の低下や閉じこもりの問題も顕在化しております。

このことから、ひとり暮らしの高齢者等の緊急時の対応や在宅生活の不安の軽減を図り、住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、支援を必要とする対象者について再考し、見守りに係る支援の拡充を図る必要があります。

(2) 費用負担について

24時間365日対応可能な安定的な通報受信体制を執ることを目的に、受信センターの業務を民間事業者へ委託しており、緊急通報装置の設置費用等は、市が全額負担しているところ、今後の高齢者人口の増加により、対象者の更なる拡大と利用者数の増加が見込まれることから、利用者が属する世帯の収入に応じて、毎月の利用料の一部負担金を設定する等本事業が継続的に実施できる体制づくりを図る必要があります。

2 改正内容

(1) 事業名称及び規則名の変更について

市民にわかりやすい表現とするため、事業名称を「佐倉市緊急通報サービス事業」に変更することに伴い、規則の名称を「佐倉市緊急通報サービス事業実施規則」とします。

(2) 対象者について

原則、ひとり暮らしの高齢者及び重度身体障害者を対象とします。ただし、年齢や同居者の状況により、対象要件を下記のとおりとします。

ア ひとり暮らしの高齢者であって65歳から74歳までの要援護状態にある者

イ ひとり暮らしの高齢者であって75歳以上の者

ウ ひとり暮らしの重度身体障害者である者

エ ア、イ及びウ以外の高齢者または重度身体障害者であって、同居者が要援護状態にあり、緊急時の対応が困難である者

(3) 協力員について

申請時に必要となる協力員について、原則3名から2名へ変更します。また、協力員を依頼できない者については、実施事業者が提供する現場派遣員サービスの利用に同意することで、申請可能とします。

(4) 費用負担について

市民税所得割課税世帯に属する者について、一部負担金（月額500円）を求めます。